

平成31年3月5日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員15名)

| | |
|-----|---------|
| 1番 | 中 谷 松 助 |
| 2番 | 福 田 晃 悦 |
| 3番 | 稲 岡 健太郎 |
| 4番 | 南 正 紀 |
| 5番 | 寺 井 強 |
| 6番 | 堂 下 健 一 |
| 7番 | 南 政 夫 |
| 8番 | 下 池 外巳造 |
| 9番 | 須 磨 隆 正 |
| 10番 | 越 後 敏 明 |
| 11番 | 田 中 正 文 |
| 12番 | 富 澤 軒 康 |
| 13番 | 櫻 井 俊 一 |
| 14番 | 林 一 夫 |
| 15番 | 戸 坂 忠寸計 |

(欠席議員1名)

| | |
|-----|---------|
| 16番 | 久 木 拓 栄 |
|-----|---------|

(議案説明のため出席した者の職氏名)

| | |
|-----------|---------|
| 町 長 | 小 泉 勝 |
| 副 町 長 | 庄 田 義 則 |
| 教 育 長 | 間 嶋 正 剛 |
| 総 務 課 長 | 新 田 辰 巳 |
| 富 来 支 所 長 | 本 吉 茂 樹 |
| 企画財政課長 | 山 下 光 雄 |
| 情報推進課長 | 門 口 和 彦 |
| 税 務 課 長 | 岡 部 亮 |
| 住 民 課 長 | 西 清 孝 |

| | |
|---------------|---------|
| 健康福祉課長 | 山口 勝 好 |
| 環境安全課長 | 荒 川 仁 |
| 商工観光課長 | 浜 村 大 |
| 農林水産課長 | 北 富美夫 |
| まち整備課長兼上下水道室長 | 関 田 勝 行 |
| 富来病院事務長 | 川 畑 智 |
| 会計管理者(会計課長) | 高 野 正 |
| 学校教育課長 | 山 本 政 人 |
| 生涯学習課長 | 平 井 清 |

(職務のために出席した者の職氏名)

| | |
|---------|---------|
| 議会事務局長 | 出 崎 茂 男 |
| 議会事務局参事 | 前 田 稔 |
| 議会事務局主幹 | 宮 川 信 顕 |

(議事日程)

日 程 第 1 町長提出 報告第1号及び第2号並びに議案第1号ないし第35号並びに町政一般(質疑、質問)

日 程 第 2 町長提出 報告第1号及び第2号、議案第1号ないし第35号並びに請願第1号ないし第3号(委員会付託)

(開 議)

南政夫議長 ただ今の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 町長提出 報告第1号及び第2号並びに議案第1号ないし第35号並びに町政一般(質疑、質問)

南政夫議長 次に、町長から提出のありました報告第1号及び第2号並びに議案第1号ないし第35号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀

町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね30分以内とします。

それでは、発言を許します。

2番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

2番 福田晃悦です。本日は、通告に従い3点質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、最初の質問です。幼保無償化に向けての見通しと今後の取り組みについてです。

政府は、本年2月12日、今年10月から幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法改正案を閣議決定しました。3歳児から5歳児までは原則全世帯、0歳児から2歳児は住民税非課税の低所得世帯を対象に認可保育所や認定こども園、幼稚園の利用料を無料とするのが柱であり、認可外保育施設は一定の上限額を設けて費用を補助するとのことです。政府・与党は、今国会の重要法案と位置づけ、早期成立を目指す方針だそうです。

幼保無償化は、安倍首相が平成29年の衆議員選挙で公約に掲げ、財源に消費税増税に伴う増収分の一部を活用し、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるのが狙いでした。先にも述べましたが、3歳児から5歳児は原則無償化で、私立幼稚園の一部は月額2万5,700円、認可外施設やベビーシッター、病児保育などのサービスは月額3万7,000円が上限であり、0歳児から2歳児は月額4万2,000円まで補助します。

給食費は無償化後も引き続き自己負担になりますが、おかずなどの副食費の免除対象が、現在の生活保護世帯などから年収360万円未満の世帯まで広げられました。経済的な理由により教育を受ける機会に格差があってはならず、幼児教育無償化は、機会の均等を図る施策として大きな意味を持ちます。

宮腰少子化対策担当大臣は記者会見で、「少子高齢化という国難に正面から取り組むため、子育て世代や子ども達に大胆に政策資源を投入する」と述べました。幼稚園や保育所などに通う子どもを抱える家庭はもちろん、これから子どもを持ちたいと思っている人にとっても朗報に違いありません。

また、少子化対策としても有効であり、20代から30代の男女を対象とした内閣

府の調査によると、「どのようなことがあれば、もっと子どもがほしいと思うか」との問いに対し、将来の教育費に対する補助と幼稚園・保育所などの費用の補助が1位と2位でした。保育教育無償化の必要性はこれらのことから明らかであります。

そこで政府の幼児教育無償化による自治体負担への影響と保育が大きく変わることが予想されるため、今後の本町での幼児教育、保育について、以下の4点を質問いたします。

1点目は、今年度と同じ保育園児数、幼稚園児数と仮定した場合、町の負担はいくらになり、消費税増税分により町への歳入増はどの程度になると見込まれるか。

2点目は、共同通信の調査では、無償化になることから、全国の約4割の私立幼稚園が来年度から保育料の値上げをすることとしておりますが、値上げをしても保育料無償化で保護者負担が変わらないことから、幼稚園への収入をふやすための便乗値上げと言われておりますが、これでは保護者の負担減の目的の意味が薄れることとなります。本町、町内私立こども園の料金動向を把握しておりますでしょうか。

3点目は、現在、町は多子世帯保育料無償化事業として、18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、保育園や幼稚園に通う第3子以降の保育料等を無償化しておりますが、この無償化施策が実現した場合、廃止を含めて見直しをするのでしょうか。

4点目は、無償化により現状よりもさらに保育ニーズが高まると考えられます。最近新聞などでよく耳にする取り組みとしては、無償化後も3歳児以上には別途副食費、おかず代が課せられることとなりますが、独自施策として、これも無償化する自治体が出てきおりますが、本町での取り組みについてお聞かせください。

以上、4点について、町長のお考えをお聞かせください。

次の質問です。本町での高齢者や認知症患者の見守り対策についてです。

超高齢化社会の下で、今後も増加が予想される高齢者や認知症の人をどう守っていくのか。行政や地域社会が急いで取り組まなければならない課題であります。昨年1年間に、認知症かその疑いにより行方不明になったとして、警察に届け出のあった人の数は年間1万5,432人でした。

前年比で3,000人以上もの増加であり、警察庁が2012年に集計を始めて以来、年々年増え続けております。事故に遭うなど亡くなった方も500人近くにのぼったそうです。認知症の人は全国で500万人を超え、2025年には700万人に達すると推計されております。また、単身で暮らす高齢者も増えており、家族だけ、施設だけ、行政だけの対応には限界があります。これらが相互に連携して、地域ぐるみで高齢者認知症患者を見守る体制を構築しなければなりません。

行方不明者を出さない仕組みの一つとして期待されるのが、高齢者認知症患者を地域ぐるみで見守る「高齢者認知症見守りネットワーク」です。

金沢市では、本年1月を目途に、このスマートフォン向けの認知症高齢者の見守りアプリを導入しました。市民に広くダウンロードを呼びかけ、高齢者等をまち全体でさりげなく見守る地域づくりを目指すとのことです。

市長寿福祉課によりますと、搜索を必要とするひとり歩きの程度や回数が著しい認知症高齢者は金沢市内に約200人おり、本システムは、I Cチップ入りのタグを身につけた高齢者とアプリを入れた人がすれ違うと時間や場所の情報が自動的にサーバーに蓄積され、家族が行動の記録を確認できる仕組みです。1月に無料アプリをリリースし、2月ごろから運用を開始しました。同課によりますと、I Cチップを利用した同様のシステム導入は県内初であり、全国の中核都市でも先例になるとのことです。

このアプリでは、行方がわからなくなった高齢者の搜索情報も発信し、家族だけが行動を常時把握するGPSと違い、市民一人ひとりに気軽に見守りや声かけに参加してもらうのが狙いであります。しかし、運用にはまだまだ課題があり、このネットワークの肝は、事業の趣旨を市民、住民に十分に理解してもらい、幅広い方が本システムのスマホアプリをダウンロードしてもらうことであります。

しかし、現在、金沢市では開始から間もないことと周知不足のため、ダウンロード数はまだ100人程度とのこと。また、利点であるチップの電池持続期間も1年程度であるのですが、1年という期限の電池更新を忘れれば、まったく機能しないものになってしまいます。

今後、自治体字体も高齢者や認知症患者が急増する将来を見据えた支援を真剣に考えていく必要があります。対策の前倒しや支援体制構築のスピードアップが急務であると考えます。本町でも、GPSによる徘徊高齢者等位置発見サービス支援

事業がありますが、更なる対策として、金沢市を例とした高齢者や認知症患者をみんなで見守るまちづくりを進めるべきと考えますが、現状を踏まえた今後の取り組みをお聞かせください。

最後の質問です。志賀小学校のグラウンド照明についてです。

統合して来年度で4年目を迎える町立志賀小学校についてですが、グラウンドに照明設備がありません。少年野球の学童クラブが、保護者や監督が用意した簡易照明の薄明りの中、日が落ちたグラウンドで練習する光景は、熱心に練習する児童や関係者にとっては、歯がゆさを覚えると感じます。

また、志賀小学校は、新たに整備されたみらいとうぶや高浜町周辺の住民にとって避難施設に指定されており、有事の際に車で駆け付けた住民は、グラウンドに駐車することになると予想されますが、夜間に急な避難が必要な事象が起こった場合、グラウンドが真っ暗では駐車しようがないのではとの話も聞きます。

学童のスポーツ増進の面や日ごろの防犯といった面、そして、有事の際の避難所としての機能向上の面からも、本小学校グラウンドに照明設置が必要かと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

福田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、幼保無償化に向けての見通しと取り組みについてであります。

幼児教育・保育の無償化については、国において、0歳児から2歳児までは、住民税非課税の世帯を対象とし、3歳児から5歳児は、保護者の所得に関係なく、認可保育所、幼稚園、認定こども園の保育料を無償化することとしており、実施時期は、消費税増税の時期を踏まえ、本年10月からとしているところであります。

まず、この無償化の実施に伴う町の財政への影響額については、歳入では、町立保育園の3歳児から5歳児の保護者が負担する保育料収入が、総額で約1,800万円減ることから、その分町の負担が増加することとなります。歳出では、民間の認定こども園については、子ども一人当たりの教育・保育に通常要する額として、国が定めた公定価格の4分の1を町が負担することから、本年度に比べ約960万円の負担増となる見込であります。

一方、本町の保育料は、国の定める保育料よりも低く設定しており、この差額分については、町が負担していることから、無償化により約490万円、町の負担が減るものと見込んでおります。

これらを合わせますと、新年度においては、制度実施後半年間で約2,300万円、無償化に伴う財政負担が増えるものと見込まれますが、消費税率引き上げに伴う地方の増収は僅かであることから、国では、この負担が増加した分を、新年度においては、臨時交付金など全額国費により措置し、次年度以降については、地方交付税で措置することとしております。

次に、認定子ども園の保育料の動向についてであります。本町では、昨年4月、幼保連携型認定こども園すばる幼稚園が開園しました。当園では、保育所部分と幼稚園部分があり、保育所部分の保育料は、町立・私立を問わず、同じ認定区分、年齢、所得階層であれば同額であり、本町では、近隣や県内市町と比べても、かなり低く設定しているところであります。

また、本町では、昨年、幼稚園部分について、国の定める利用者負担額の上限を参考に保育料の見直しを行いました。所得の多い世帯では、保育所部分と比べ以前より保育料が上がったことで、保護者などから負担が大きいとの声が聞かれました。

こうしたことから、本町では、無償化になるまでの保護者の経済的な負担を軽減するため、新年度において、現行2万5,000円の階層の保育料を2万円に、2万円の階層の保育料を1万7,000円に下げることとし、その分を町が負担することとしております。

次に、多子世帯軽減等の制度の見直しについてであります。現行の多子世帯の保育料の負担軽減や、これにかかる年収制限の設定については、無償化に併せて変更する予定はありません。また、18歳未満の児童が3人以上いる世帯の第3子以降の保育料についても、これまでと同様に減免していきます。

次に、副食費、いわゆるおかず代については、国は基準額を4,500円とし、3歳児から5歳児においては、全額を保護者の負担とする方針を示しておりますが、低所得世帯等については、負担が増えないよう、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降を免除する対象として、制度を拡充するとしております。年収360万円以上の世帯では、副食費を負担していただくこととなりますが、現在の保育

料より負担する額は低くなるものと見込んでおります。

町としては、保護者の費用負担の軽減は、子育て支援にかかる重要な施策の一つであると考えているところではありますが、副食費に対する支援については、今後、財政状況等を勘案しながら検討させていただきたいと考えております。

また、議員が危惧されるように、本年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施については、さまざまな課題があるものと思っております。町としては、今後、国から示される通知等を踏まえ、適切な対応に努め、保育園や認定こども園、保護者が混乱することのないよう対応していきたいと考えております。

続いて、志賀小学校のグラウンド照明についてであります。

小学校のグラウンドの照明設備については、統合前の高浜小学校時代に、校区の住民の方から寄付を受け、設置されておりましたが、設置から数十年が経過し、老朽化により危険な状態であったため、志賀小学校のグラウンドを整備する際に撤去した経緯があります。

屋外照明設備を設置するにあたっては、周辺環境に影響を及ぼさないように、環境省が示す光害対策ガイドラインに基づき、影響調査を踏まえて設計する必要があります。

志賀小学校グラウンドの場合は、農作物や野生生物に対する影響は少ないものと思われませんが、グラウンド周辺に隣接する住宅、福祉施設、アパートなどの住民生活に影響を及ぼすことが考えられ、特に、東側に位置するグラウンドより低い土地の住宅等については、直接窓に照明光が差し込む可能性があることから、現時点での照明設置は、難しいものと考えております。

なお、夕方に練習する場合は、これまでと同様に、中核工業団地のグラウンドを利用していただきたいと考えております。また、災害時におけるグラウンドへの車両の乗入については、今後、検討させていただきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、高齢者や認知症の見守りに関するご質問については、担当課長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

南政夫議長 山口健康福祉課長。

山口勝好健康福祉課長 はい、議長。

福田議員の高齢者や認知症の見守りに関してのご質問にお答えいたします。

議員のご質問にもありました、金沢市などが導入している「みまもりタグ」とは、小型の端末を持ち歩いて使用するもので、協力いただく住民の方々には、個人のスマートフォンに位置情報提供に必要な専用のアプリケーションをインストールしていただく必要があります。

機能的には、GPSは搭載されておらず、スマートフォンを所持している住民の方が、タグを身につけた方とすれちがった際に、タグが発信する電波を受信することにより、行動の記録が残る仕組みとなっております。これは、通行履歴等の把握から位置情報につなげるものですが、GPS機能とは異なるため、居場所が特定できないことも想定されます。

一方、本町の徘徊高齢者位置発見サービス事業については、同様に端末を持ち歩いて使用していただくものでありますが、行方不明時には、GPS機能により居場所を特定することができます。

端末本体については、「みまもりタグ」の方が小さく、持ち運びしやすいメリットもありますが、都市部と本町での人口規模や行方不明の形態の違い、導入費用等も視野に入れて検討する必要があり、早急な構築は困難であると考えております。

高齢者の増加に伴い、認知症の方が更に増加することが見込まれる中、本町においては、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、今後とも徘徊高齢者位置発見サービス事業を継続しながら、関係機関との連携強化を図り、認知症対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 4番 南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。

4番 南正紀です。今定例会におきましては、平成31年度予算に関して2点質問させていただきます。

最初に、高齢者運転免許証自主返納者報奨制度についてお聞きいたします。

高齢化が著しい地方の自治体にとって、交通弱者対策は重点施策のひとつであります。地域における公共交通のあり方については、自治体ごとに工夫を重ねておりますが、残念ながら財政事情等でコミュニティバスを廃した自治体において

は、高齢者の外出の機会が激減したとの報告も聞かれます。

当町においては、充実した生活交通ネットワーク計画策定事業が展開されており、大いに期待するところであります。一方、高齢者運転免許証自主返納者に対する報奨制度については若干対策不足の感があります。

近年、自分の運転に自信が持てなくなり、運転免許証を返納する高齢者は増加傾向にあります。運転免許証の自主返納は1998年度から制度化されました。その経緯は、高齢化社会に伴い高齢運転者数が増えることで、高齢ドライバーによる交通事故が年々増加し、本人や家族などから多くの相談が寄せられ、高齢運転者対策として制度化に至ったものであります。

高齢者の交通事故については、その多くが認知機能の低下によるものとされており、2017年3月には道路交通法が改正され、危険運転のリスクがある高齢運転者に対して、見直し講習や検査が設けられております。

実際に自主返納した運転者の理由については、「運転に自信がなくなった」、「運転が不安になった」、「視力や判断力など身体的な低下を感じるようになった」、「ブレーキとアクセルを踏み間違える経験をした」など、他人を巻き込む大事故を起こすことを恐れる気持ちからが多いようです。また、自分自身では大丈夫と思っていたが、家族から心配や不安をかけられて返納を決めたケースも多いようです。

高齢者による自主返納は年々増加しており、2015年には28万5,514件ののぼり、10年間で10倍以上となっております。そのような環境下、2012年4月には運転経歴証明書の交付が制度化され、身分証明書として使用できるようになったほか、その提示によりさまざまな特典も付与されるようになりました。

しかしながら、免許を自主返納し、車を手放すことの不安をぬぐうことは困難です。公共交通機関の充実した都市部であれば、比較的容易に移動手段を得ることができますが、地方部においては車は生活必需品であり、それを失うことで、これまで自由に行くことができた病院や買い物に行くことも不自由な生活となります。

自分の生活のサイクルを自由に組み立てられず、脆弱な公共交通網や運行ダイヤに合わせた生活に移行することはかなりの勇気が必要でしょう。更には、移動を助ける機会が増える家族の負担も増えます。

加えて、車を運転する機会がなくなることで、外に出かけたいという意欲がなくなり、その結果家に引きこもりがちにもなり得ます。そうなれば運動量が不足し、体力の低下や健康にも悪影響を与えることとなります。また、運転をしなくなることで、瞬間的な判断力や記憶力、瞬発的な運動機能などを必要とする場面が減少し、認知機能の低下を早めることにもなります。免許証の返納が個人の健康をむしばみ、社会保障費が増大するという悪循環を発生させてはなりません。

31年度に計上された自主返納に対する報償につきましては、これまで同様、コミュニティバス回数乗車券、地域商品券に充てられるものと存じます。コミュニティバスの利用促進も視野に入れた補助であることは理解できますが、そうであれば、回数券を使いきった後にさらに追加支給を行うことや、より利便性に優れたタクシー料金の助成なども検討してはいかがでしょうか。

外出の自由が制限されることの不安から、免許証の返納をためらうことのないよう更なる充実した対策を求めますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、任意団体に対する補助金についてお聞きいたします。

我が国の人口は2005年に減少に転じたとみられており、人口の減少と少子高齢化は、経済、産業、財政のあらゆる面において大きな影響を与えることになると予想されています。

(午前10時31分 下池外巳造議員退室)

地方財政の状況については、地方債への依存度が高まり、債務残高が累増する等、厳しい状況下にあります。地方の行政需要は、社会福祉関連分野を中心に今後も増加が予想され、人口が減少しても歳出を減らすことは容易ではありません。こうした中で、人口の減少、すなわち納税者の減少は地方財政をさらに厳しくする要因となり得る可能性があります。地方自治体では、今後の行政サービスを賄う自主財源の確保が重要な課題となります。

その財源につきましては、個人住民税は、納税者の絶対数の減少により大きく影響を受けます。法人に課せられる税や地方消費税についてもその影響は出るでしょう。また、法人に課せられる税につきましては、法人の所在地により偏りが出るため地域間格差が大きいことが問題となります。そのような中、人口の減少や景気の動向の影響が少ない税目として、固定資産税が優れていることは言うまでもありません。

当町の税収の現状も同様であると考えられますが、先の議会全員協議会で示された31年度当初予算案については、事業計画、予算額ともに厳しい税収の中、実に充実したものであるとの感を受けました。本町の税収の要とも言える志賀原子力発電所につきましては、敷地内断層について、若干ではありますが進展が感じられ、今後を注視していきたいと考えております。

さて、例年、当初予算案における補助金について疑義が唱えられております。志賀原子力発電所環境安全対策協議会に対する補助金であります。この協議会は、志賀原子力発電所の安心、かつ安全な運転、環境保全についての提言、町民や各種団体に対し、原子力に関する広報を通じ、発電所と住民との信頼関係の醸成を目的としており、その会員は、商工会、区長会、老人クラブ、女性団体など地域に根付いた各種団体が参画しており、十分に認知された協議会であると考えます。

当協議会につきましては、志賀原子力発電所の再稼働に向けた進展などを詳細に広報するといった重要な活動も担っており、その必要性の高さは理解できるところであります。この際、当該予算の必要性について、住民向けに詳細な説明を求めます。

以上で、私の質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

南正紀議員の高齢者運転免許証自主返納についてのご質問にお答えをいたします。

本町の高齢者等運転免許証自主返納制度は、年齢を重ねるごとに運転に必要な判断能力や身体能力が衰え、運転に不安のある高齢者に対し、運転免許証の自主返納を促すことにより、高齢者による交通事故の減少を図ることを目的として制定したものです。平成27年4月に施行し、これまでに246人の高齢者が免許証を返納しております。

(午前10時34分 下池外巳造議員入室)

免許証を返納することにより、交通事故の減少に一定の効果が得られる一方で、高齢者の行動範囲が限られ、外出する機会が減少するといった傾向があることから、制度をスタートした当初から、コミュニティバスの回数券55枚と町内で使用できる商品券5,000円分を交付し、支援してきたところであります。

町としては、今後、更なる免許証の自主返納を促進するための対策として、コミュニティバスを1年間利用できる年間パスを交付するなど、制度の充実を図っていきたいと考えているところであり、ご提案のあったタクシー料金の助成についても、併せて検討をしていきます。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、任意団体に対する補助金に関するご質問については、担当課長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

南政夫議長 荒川環境安全課長。

荒川環境安全課長：はい、議長。

南正紀議員の任意団体に対する補助金についてのご質問にお答えいたします。

志賀原子力発電所環境安全対策協議会は、ご質問のとおり、議会をはじめ町内の各界各層の団体や法人、個人で構成された組織であります。その事業内容としては、志賀原子力発電所等の見学会や勉強会の開催、広報誌やチラシの発行が主なものであります。

平成29年度実績では、原子力発電所の見学会に、地区区長会や老人会など、6団体86名の方が参加し、勉強会では、地区の青年会やそくさい会、長寿会など、53団体1,477名の方が講義を受けております。

また、広報活動では、環安協だより、志賀原子力発電所の安全対策等のチラシをそれぞれ年3回発行し、町民に原子力発電に関する最新の情報の提供と知識の普及を図っているところであり、これにより町民が原子力発電所の状況や安全対策工事の内容に関し、理解を深めていただいているものと考えております。

原子力発電所が立地をする本町において、継続して原子力に関する正しい理解や最新情報の提供を行っていくことは、大変重要なことであると考えており、当協議会に対する広報委託や補助金については、当然必要なものと判断し、引き続き新年度予算に計上したものであります。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 4番 南正紀君。

南正紀議員 はい。

1点だけ再質問をさせていただきます。

免許証の返納に対して前向きな答弁をいただきましてありがとうございました。

そこで1つ質問ですが、1年間利用できる年間パスというのは、単年度によるものなのか、次年度に更新できるものなのか教えていただきたいのと、仮に、年度更新ができないことになると、55枚を使い切らなかった場合、デメリットが出るというふうに考えますが、これは1年間ではなくて、そのまま継続して使えるパスというふうに考えてよろしいでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

南正紀議員の再質問にお答えします。

年間パスの期間ということでありますけれども、この件につきましては、先ほども言いましたけれども、今後、制度の充実を図っていきたいということで、今後の検討材料とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は、第1回定例会に際しまして、6点について質問をさせていただきます。

まず初めに、災害復旧の進捗状況と見通しについてであります。

昨年8月末から9月にかけての記録的な豪雨や相次ぐ台風の襲来により、町内各所で道路や農地の冠水、河川の氾濫による浸水や土砂崩れなどが発生し、大きな被害となりました。その後、町や土木関係者の皆様の懸命な対応で、順次、工事に取り掛っている姿があちこちに見受けられます。日々進んでいるわけですが、今現在の進捗状況、そして、今後の復旧の見通しをお伺いするものであります。

2点目は、皇位継承に伴う十連休時の医療態勢等の対応についてであります。

4月27日から5月6日まで、天皇の代替わりに伴い、十連休となる今年のゴールデンウィークですが、心配なのは、まず、町内の外来医療態勢がどのようになるのかであります。少なくとも、富来病院や志賀クリニックはどうされるのか。また、町内、他医療機関との連携はあるのかをお伺いいたします。また、その他、町有施設の開所、閉所態勢をお伺いするものであります。

3点目は、国道249号線アクアパークシ・オンとホームセンター志賀の郷店間にある横断歩道上の夜間照明の設置要請についてであります。

末吉地内国道249号線上に、アクアパークシ・オン側とホームセンター側との行き来のための横断歩道が設定されています。昼間は横断者の姿は容易に確認できますが、夕方から夜にかけては確認が非常に困難な場合があります。交差点の金沢側には照明があるものの、横断歩道まで届いておらず、かえって横断者を見逃す原因になる可能性があります。

七尾側の横断歩道の上にも照明を付け、横断者をはっきりと確認できるようにしていただきたいというものであります。また、横断歩道の白線ペイントの塗り替えや、シ・オン側にある横断歩道用の標識は今傾いていて役目を果たしておりませんが、大型車に接触しないような設置も求めていると思います。

4点目は、志加浦保育園の閉園についてであります。

町は、上野にあります志加浦保育園を新年度末の来年3月で閉園することを決めています。この間の説明会等で、保護者の皆さんの理解は得られたのでしょうか。さまざまな不安や意見などを踏まえての親身な対応での子育て支援が肝要かと思いますが、現段階での合意形成はどのようなものになっているのでしょうか。お伺いをいたします。

5点目は、子どもの医療費窓口無料化についてであります。

本町は、子どもの医療費病院窓口無料化は、医療費がかさみ、優先度も低いのでという事由で実施をしていませんが、この間、全国的にも急速に実施が広がり、未実施は県下では2自治体だけ、全国的にも多少の条件はありますが、1,741自治体のうち数えるほどとなっています。私は、未実施の数の上での議論はするつもりはございませんが、これだけ少子高齢化が加速している中で、将来の地域の担い手を見据えた場合、子育て支援は最大の課題、最優先課題であります。

とりわけ、子どもを健康に育てたいと願う保護者にとって、病院窓口無料化は本当に心強い支援だと思います。地元の新聞に、ある小児科医からの手紙が紹介されていました。「窓口無料にするとコンビニ化という意見もある。しかし、親は忙しいのである。趣味では受信しない。窓口ゼロ負担は重症例の早期発見にもつながる。受診時の経済的負担を取り除くことが子どもの命を救う事にもなる」と。まさに、そのとおりであります。

本町では、今、石川県下の子育て支援策のさきがけとして、第2子以降の学校給食費を全額助成を実施しており、大変喜ばれています。今度は、子どもの医療

費病院窓口無料化で子育て支援の更なる拡充をしていただきますよう多くの保護者の皆さんとともにお願いをするものであります。

最後に志賀原発の廃炉についてであります。

東京電力福島第一原発事故から8年になろうとしています。今なお、多くの方々がふるさとに帰ろうにも帰れず、現実的にあきらめざるをえない方が増えているとのことであります。事実上の移住を強要されたと言わざるを得ません。

そんな中、この間、原発に関して注目すべきこととして、安倍首相が成長戦略の目玉に位置付け、トップセールスを行ってきた原発輸出は、アメリカ、ベトナム、台湾、リトアニア、インド、トルコ、そして、イギリスと、総崩れとなりました。東京電力福島第一原発事故などで、原発の安全性が破綻し、安全対策のためのコストが急騰したためであります。イギリスへの原発輸出を狙った日立製作所の中西宏明経団連会長は、「これ以上の投資は、民間企業としては限界」と、白旗をあげました。

一方、国内では、今年の臨時国会で行われた原子力損害賠償法の改定で、事故の賠償に備えて義務づけられた民間保険会社などによる保険金額が、原発ごとに最大1,200億円に据え置かれたことが大きな問題となっています。東京電力福島第一原発事故の約8.6兆円にも及ぶ賠償額の深刻さを反映した増額が行われませんでした。

なぜなら、民間保険会社が増額を引き受けるのは困難と拒否したためであります。すなわち民間では原発のリスクを負いきれない、手におえない、国民に負担を付け回すしかないということでもあります。このこと自体、原発のビジネス失格を示すものではないでしょうか。

原発はもはや国際的にも国内的にもビジネスとして成り立たなくなっています。世界の流れは脱原発、自然再生エネルギーの拡大へと流れています。そんな中、なおもコストが安い、安全だと原発にしがみつくのは論外であります。日本でも、とりわけ原発直下にも、近くにも活断層が走っていることがはっきりしている志賀原発は一刻も早く廃炉にして、自然再生エネルギーへの拡大に向かうよう北陸電力に求めるべきではないでしょうか。

以上、6点について申し述べまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

中谷議員の志加浦保育園の閉園についてのご質問にお答えをいたします。

町では、平成29年12月に、子ども・子育て委員会の答申を受け、公立保育園の適正配置について検討を重ねてきました。志加浦保育園については、今後も児童の減少が予想され、児童にとって必要な集団生活で育まれる社会性や人間関係といった面での影響を考慮し、また、施設の老朽化が進行していることなどを踏まえ、平成31年度末をもって休止することとしました。

昨年11月には、保護者説明会を開催し、町の保育を取り巻く状況や閉園の理由等を説明したところであります。質疑応答では、保護者の方々から、保育士の配置に対する配慮など、さまざまなご意見がありましたが、閉園に反対するご意見はありませんでしたので、一定のご理解はいただけたものと思っております。

志加浦保育園は、来年度も運営していきますので、保護者の要望やご意見をお聞きしながら、閉園に向けて対応していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問は、担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしくお願いたします。

南政夫議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

中谷議員の子どもの医療費窓口無料化についてのご質問にお答えいたします。

子どもの医療費の助成方法については、これまで償還払い方式をとっていた埼玉県や長野県、鹿児島県、沖縄県、北海道などが、今年度から現物給付方式へと変更したことで、償還払い方式による自治体が少数になったことは、私も認識しております。

先月3日の地元新聞における子ども医療費窓口無料化についての特集の中に、県小児科医会の会長のコメントがありましたので紹介をします。「コンビニ受診が増えれば、重病の子どもが後回しになる恐れがある。負担意識を持ってもらうことも大切で、本来は予防にお金をかけた方がよい。一方で、子どもの貧困も全国で問題になっている。法の下での平等に照らせば、国や県で制度を同じにした方がよいのでは」と提起されております。

子どもの医療費助成制度については、これまで各自治体が、地域の実情や保護者の要望に応じて自らの政策判断により対象年齢を拡大するなど、独自の対応をしてきました。しかし、各自治体の財政事情などから、自治体間で支払方法や対象年齢、自己負担額、所得制限等の制度内容が異なるため、転居に伴う助成内容の変更等について、保護者の不公平感、不満が生じています。

このようなことは、個々の自治体の取り組みだけでは、自ずと限界もありますので、先般、石川県町長会から県知事に対し、全国どこでも同じ制度の下で安心して医療を受けられる体制の構築を強く国に働きかけるよう要望したところであります。

先の定例会では、中谷議員に対する答弁として、「保護者の皆様に、受診の都度、医療にかかったコストを知っていただくことが重要と考え、償還払い方式を前提として、全額無料となる助成制度を設けているところであります」とお答えをさせていただきました。

また、費用の問題では、「病院や医療機関が無料でサービスをしてくれるわけでもなく、その費用を税金で賄うことで、他の行政サービスを諦めなければならないことにもなる」ともお答えさせていただいております。

助成方法にあたっては、後の世代の負担まで考慮しながら、慎重に対応していく必要があると思いますし、限られた財源の中で、優先度の高いものから実施していくべきであると考えておりますので、今のところ窓口無料化は考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 荒川環境安全課長。

荒川仁環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の志賀原発の廃炉についてのご質問にお答えをいたします。

志賀原子力発電所につきましては、現在、2号機の新規制基準への適合性に係る審査会合が開催をされております。

今定例会初日の提案理由説明で町長が述べましたように、本年1月18日に開催された会合では、断層の活動性を審査するうえで、北陸電力の示した陸域の6本の断層が評価対象として確定し、今後、活動性の有無についての審議が再開され、並行して海岸部の断層の取扱いについての議論が行われることとなったとの報告

を受けております。

町としましては、原子力発電所の安全性に関わることでありますので、引き続き、その状況を注視しているところであります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

南政夫議長 関田まち整備課長。

関田勝行まち整備課長 はい、議長。

中谷議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、災害復旧の進捗状況と見通しについてであります。

まず、進捗状況についてであります。被災件数については、国の補助災害から、県・町それぞれの単独災害まで含めると、土木関係では、道路、河川災害など合わせて299件、また、農林関係では、農地・農業用施設、林道、住宅背後地の林地崩壊など合わせて301件となり、全体で600件となっております。

復旧工事については、緊急性が高い箇所から順次工事を発注しているところであり、現在、440件について契約を済ませ、そのうち370件については、年度内に工事を完了する見込みであります。

町としては、未発注の160件について、条件が整い次第随時発注し、被災箇所の1日も早い復旧に向けて努力してまいりますので、皆様のご理解をお願いします。

次に、国道249号アクアパークシ・オンとホームセンター志賀の郷店間にある横断歩道上の夜間照明の設置要請についてであります。

町では、道路の交通安全確保について、例年秋に安全対策道路診断を実施しております。具体的には、各地区からの要望を受けた交通危険箇所について、志賀町交通安全協会や羽咋警察署、各種関係団体の皆さんで現地の確認や協議を行い、できる限り危険箇所の改善を行い、事故の未然防止につなげております。ご質問の件につきましては、平成31年度の安全対策道路診断で検討させていただきます。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 川畑富来病院事務長。

川畑智富来病院事務長 はい、議長。

中谷議員の皇位継承に伴う10連休時の医療体制等の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、富来病院につきましては、4月30日火曜日と5月2日の木曜日の午前中

に、内科、整形外科、皮膚科、泌尿器科について、外来診療を行います。また、志賀クリニックについては、4月27日土曜日と5月3日金曜日の午前中、内科、小児科ともに外来診療を行うこととしております。その他、町内の医療機関との連携につきましては、羽咋郡市医師会との協議により、休日当番医を置くことで対応することとしております。

なお、富来病院は、第2次救急告示病院として、365日24時間体制で救急搬送の受け入れを行っており、地域で発生する救急患者への初期診療と応急処置を行い、必要に応じて入院治療も行っております。

その他の公共施設におきましては、アクアパークシ・オンやシーサイドヴィラ渤海は、休みなしで営業し、放課後児童クラブは、すべて休業となります。また、ゴミ収集については、通常どおり回収いたします。なお、これらを含めた主な施設の対応については、広報しか4月号に掲載し、ご案内させていただきます。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

1点だけ再質問をさせていただきます。

やはり、子どもの医療費病院窓口無料化についてであります。

確かに、本来、これは国が実施すべき支援だと思えます。しかし、これだけ少子高齢化が加速する中で、待ち切れずに自治体が行っています。したがって、全国町村市長会でも多いに訴えていただきたいと思います。私達も引き続き声を出していきたいと思えます。ご一緒に頑張りましょう。

そのことも併せて求めまして、子どもの医療費病院窓口無料化を求めまして、再質問といたします。ありがとうございます。

南政夫議長 中谷議員、答弁を求めますか。

中谷松助議員 はい、求めます。

南政夫議長 一緒に頑張りましょうと言うことだったのですが、答弁を求めますか。

中谷松助議員 はい。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

中谷議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども言いましたけれども、先般、石川県の町長会から県知事に対し、全国どこでも同じ制度の下で安心して医療を受けられる体制の構築を、強く国に働きかけていくよう、今後も強く要望していきたいと考えております。

また、助成方法にあたっては、後の世代の負担までを考慮しながら慎重に対応していく必要があると思っておりますし、限られた財源の中で、優先度の高いものから実施をしていくべきと考えておりますので、今のところ窓口の無料化は考えておりません。

以上であります。

南政夫議長 6番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

おはようございます。私の方から4点質問をしていきたいと思っております。

最初に、昨年の国会では、働き方改革ということで労働法の改正がいろいろありました。中小企業に関する法改正には、2020年、21年より順次施行となるものもありますので、特にここでは有休休暇についてお聞きします。

日本の長時間労働につきましては、2013年に、国連から、多くの労働者が長時間労働に従事している、過労死や精神的ハラスメントによる自殺が職場で発生し続けていることを懸念する、といった内容の是正勧告がなされています。EU諸国と比べても有休休暇の日数は各段に少なく、取得率も比較にならないくらい少ないのが日本の現状です。今回の労働法改正では、有休休暇については、年次休暇を年5日以上、確実に使用することを促進することも決められています。

志賀町の町職員では、有休を利用していない人はいないと思っておりますが、実態はどのようになっているのでしょうか。昨年12月7日に、人事院通達が出されていますが、既に順守されていると思っておりますがどうでしょうか。併せて、効率的な有休の利用促進策もお聞きします。

また、有休に関する法改正では、この4月より施行となっており、中小・零細企業まで及び、知らなかったでは済まされないこととなります。町内の諸企業に対しては、既に関係機関より連絡されていると思っております。企業誘致も大事ですが、働く皆さんのモチベーションを維持できる職場環境を整えることに尽力することも行政の大きな仕事かと思っておりますがいかがでしょうか。

次に、福島原発事故から9年目を迎えようとしていますが、被災地の現状をど

う見ているのかをお聞きします。

来週3月11日を迎えますが、あれからまる8年、そして、9年目に入るわけですが、当時、津波に家のみ込まれていく様子をテレビで見えていましたが、忘れることはできません。新聞雑誌等では、この一週間に原発事故の特集記事を載せることと思います。小学校に入学した子どもが中学3年生になる年月ですので、避難生活の場所が今や生活の場所となっている方も多いことと思います。

2011年3月11日に出されました政府の原子力非常事態宣言は、おそらく、多くの町民の皆さんはご承知ないかもしれませんが、現在も継続中です。原子力災害対策特別措置法には、緊急事態を脱したらすぐに原子力緊急事態宣言を解除するという決まりがありますが、現在もこの非常事態宣言が継続中ということは、緊急事態が続いていることになります。

再度思い返してみたいと思います。一般人の被ばく線量は、年間1ミリシーベルト以下となっていますが、緊急事態となれば20ミリシーベルト以下となるわけですが、この状況が福島県内では現在も進行中となります。放射線管理区域、医療X線技師など職業人は、年間5.2ミリシーベルトと規定されています。

このように、放射線のある場所に帰還政策がすすめられていますので、帰還率が低くなるのは当然といえます。昨年7月、福島に2度訪れる機会がありました。高速道路には、数キロおきに放射線の測定値が表示されており、緊急事態宣言中であることを実感させられました。

また、災害関連死が年々増えており、2月17日現在では、地震・津波で1,605人、関連死では2,267人と発表されています。まだ遺体が発見されないが死亡したと判断して届けられた人が224人、行方不明者が164人と報道されています。

福島原発事故から9年目を迎えようとしています。今日のような事態になると事故当初予測したでしょうか、町長の率直な思いと、私が触れた現実の認識をお聞きします。

3番目に、RE100イニシアティブの動きについて伺います。

RE100とは、事業運営に必要な電力を100パーセント再生可能エネルギーで調達することを目指す国際イニシアティブとして紹介されています。ここでいう再生可能エネルギーとは、水力、太陽光、風力、地熱、バイオマスを指しています。

日本で初めてこのRE100に加盟したリコーの社長は、「訪米企業は、取引の際

に環境対策を聞いてくる。世界の投資家は環境に配慮した企業に投資する。ESG投資に注力し始めた」と答えています。ここでいうESGとは、環境、社会、企業統治の英語の頭文字3文字のことです。

このRE100の動きは、今年2月16日時点で世界の164社が加盟しています。その業種も、製造業、医薬品、食品・消費財、アパレル、小売り、金融、建設・不動産、IT、通信メディアなど、ありとあらゆる業種に及んでいます。

日本でも、皆さんがよくご承知の世界的に有名な名の知れた企業が加盟しています。例えば、家具の世界的大手のIKEA、GM、フィリップス、ソニー、富士通、コニカミノルタ、P&G、ユニリーバ、H&M、ゴールドマンサックス、モルガンスタンレー、積水ハウス、ダイワハウス、マイクロソフト、アップル、グーグルなど、世界の名だたる企業が名を連ねています。まだまだたくさんあります。

今や世界の投資家は、リコーの社長の言葉にありますように再生エネルギーに向かっているのです。日立がイギリスから原発建設の撤退を余儀なくされた理由に、お金・建設費用を集めることができなくなったことは頷けます。さらに、日立がイギリスからの原発撤退を決めると、日立の株価が10パーセント近く上がったというニュースが翌日出る状況であります。

世界の経済の流れと無関係に日本経済はあり得ないことは自明のことです。世界のこの動き、RE100イニシアティブへシフトしつつある金融界の流れをどのように認識をされているのか見解をお聞きします。

最後に、来年4月から開始されるプログラミング教育と英語教育の取り組みの状況についてお聞きします。

英語教育については、昨年4月より、移行期ということで、既に取り組んでいる自治体があるようです。また、20年度からは、国の標準基準を超える授業時間を設定する自治体も出てきています。

私たちが受けてきた英語教育は、中高で6年、大学で最低2年以上は英語の授業があったわけですが、英語を使って仕事をする機会がまったくなく、英語を日常生活で使う国へも残念ながら行く機会もなく暮らしてきましたので、不便を感じたことはありませんでした。

私の友人や知人の中には、ロンドンやアメリカ、ドイツで生活している人もい

ますが、同じ世代ですので小学校での英語教育は受けていませんが、留学なり、海外赴任をして住み着いている人が多く、ドイツに至っては大学でドイツ語を専攻した人です。

私などは、単純に、これからは授業時間も増えて大変なんだろうなと思います。20年、来年4月より教科となりますので、それに向けての諸準備をされていると思いますが、準備状況、あるいは予測される事態等があると思いますが、どのように認識されているのかお聞きします。

また、もう一方では、プログラミング教育という聞きなれない授業も入ってきます。かつて、コンピュータ教育が初めて導入された時のような事態はないと思いますが、併せて準備状況をお聞きします。

以上を持ちまして、私の今任期中最後の質問としたいと思います。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

堂下議員の福島原発事故後の被災地の現状についてのご質問にお答えをいたします。

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故から8年を経過しようとしておりますが、いまだに多くの方々が避難生活を余儀なくされている現状を考えますと、改めて、町民の安全・安心を確保していくことの責任の重大さを痛感しているところであります。また、この未曾有の災害を決して忘れることなく、今後の教訓として、防災・減災対策に活かしていくとともに、原子力発電所の事故については、継続して事故の分析を行い、最新の知見を安全規制に取り入れていくべきものと考えております。

被災地においては、復興・再生に向けたさまざまな取り組みが進められているものの、地域によって復興の進捗が異なり、必要な支援は今でも多岐に渡る状況であると聞いております。被災自治体が再生を果たしていくためには、国において、除染を着実に、かつ、継続して取り組み、住民が安心して生活していくことのできる住環境の整備をはじめ、医療・福祉・介護、商業、スポーツなど、あらゆる分野での施設整備が重要であると考えております。

そのためにも、今後とも、国に対しては、被災者に寄り添った迅速な復興・再生への取り組みを促進していただくよう要請をしていきます。今なお、避難され

ている方々には、1日も早く安心して平穏な日常生活が送れるよう切に願うものであります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、教育長及び担当課長からそれぞれ答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

南政夫議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長：議長。

堂下議員のプログラミング教育と英語教育の取組準備状況についてのご質問にお答えをいたします。

2020年4月から始まる新学習指導要領では 児童生徒の生きる力を育むために新しい時代に必要となる資質・能力の育成が求められております。そのため、新たな教育内容として、コンピューターを使って考える力を育むプログラミング教育や小学校3年生からの外国語教育が新しく加わりました。

本町では、新学習指導要領の実施に向けた準備といたしまして、志賀町学校教育モデルの編成を図ってまいります。具体的には、学習の重点といたしまして、プログラミング等の情報教育や外国語教育の推進を位置づけ、小学校から中学校まで9か年で系統立てた教育を町内4校で統一して行うために、指導計画等のカリキュラムを作成してまいります。そのため、来年度始めには、各学校担当教員によります担当者会議を組織し、準備等対応していく予定であります。

また、今年度、教職員研修といたしまして、プログラミング教育では、小学校でコンピューターをプログラムする体験授業を実施するとともに、外国語教育では、各校に1名ずつ配置しております外国語指導助手を交えた研修会を実施しております。

来年度も、国や県からの各種資料等を活用いたしまして教職員研修の充実を図るほか、外国語教育におきましては、英語検定料の補助制度の創設、外国語指導助手の効果的な活用に向けた学習環境の充実を図っていきます。

繰り返しになりますが、新学習指導要領のもと、プログラミング教育や外国語教育などの充実を図り、その趣旨を踏まえた教育を行うためにも、志賀町学校教育モデルの編成に向けた準備や学習環境の整備を確実に行っていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 新田総務課長。

新田辰巳総務課長 はい、議長。

堂下議員の働き方改革に伴う有給休暇についてのご質問にお答えをいたします。
職員の有給休暇取得の平均日数について、直近3か年では、一人当たり年間約8日取得しており、今回示されました年5日以上の年次休暇の取得については、確保されている状況であります。

昨年12月の人事院通知につきましては、働き方改革関連法が昨年7月に公布されたことにより、長時間労働の是正について、同通知の中で明記され送付されたものであります。

その中の夏季休暇につきましては、本町では、以前から計画表により、7月から9月の期間に取得の促進を図っておりますが、年次有給休暇については、今回の改正労働基準法の4月施行に併せて、計画表を作成することといたします。

今後も、業務の円滑かつ効率的な運営に留意しつつ、実情に応じ弾力的な年次有給休暇の取得に努めるとともに、夏季休暇等と併せ、連続した取得ができるように配慮し、ワークライフバランスに努めてまいります。また、町内の企業に対しましては、労働基準監督署や商工会等から指導や情報提供がなされていると思っておりますが、町としましても更なる周知のため、広報等により啓発していきます。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 荒川環境安全課長。

荒川仁環境安全課長 はい、議長。

堂下議員のR E 100イニシアティブの動きについてのご質問にお答えをいたします。

R E 100は、民間企業が事業運営で使うエネルギーを100パーセント再生可能エネルギーで賄うことを目指した取り組みであるということは、承知をしております。こうした動きが徐々に高まっている中で、エネルギー転換による脱炭素化を図りつつ、経済成長を実現しようということが、世界的な流れとなっております。

特に、欧米では、早くから再生可能エネルギーの推進の固定価格買取制度、いわゆるF I T制度や助成金制度を取り入れ、先んじて電力小売の自由化が行われ、電力会社を選択できる体制が整備されているため、再生可能エネルギーの普及が

進んでいるものと理解しております。一方、我が国では、平成21年11月に太陽光発電の余剰電力の買い取りを開始し、平成24年7月にFIT制度の導入、平成28年4月に電力の小売全面自由化が開始をされ、ようやく購入する電力会社が自由に選択できるようになったところであります。

国においても、昨年7月に策定をしたエネルギー基本計画において、再生可能エネルギーを主力電源と位置づけ、導入の促進を図っておりますが、現時点では発電量も低く、自然環境に左右され、安定した供給ができないといった課題もあります。

このような現状から、国内においては、一部の企業がRE100に加盟しているものの、現段階で我が国においては、再生可能エネルギーのみで、大規模な事業所におけるすべての電力を調達するといった環境が整っていない状況にあるものと考えております。

このことから、今後とも、再生可能エネルギーにおける技術革新や普及の状況、地球環境と連動した経済活動の動向など、エネルギーを取り巻く社会情勢を注視していきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

南政夫議長 6番 堂下健一君。

堂下健一議員 若干、再質問をしたいと思います。

最後に答弁いただきました4点目につきましては、本来、直接町長に答えていただきたかったと思います。町長の認識をお聞きしたかったものですから。

それで再質問いたしますけれども、いわゆる再生エネルギーは、日本はまだまだ整っていませんけれども、ESGとかRE100の中で、世界的な大きな流れとしてなっていると、そういった一面を認識しておかないと、今後、日本経済の中でどうなっていくかって言うのを訴えたかったわけです。訴えたかったって言うか、そういうことを理解してほしかったと言いますか。そういう趣旨もありますので。

片一方で、原子力ばかりにとらわれ過ぎてると、そこらにちもさちもいかなくなる。落とし穴に落ち込んでいきますんで、世界の流れは違うんだということを認識してるかどうかってことなわけです。

それと、英語教育の問題ですけれども、いろいろと言われておりますけれども、

私いろいろ聞いてきた中では、英語教育そのものが小学校で、いいか悪いかって言うことは別にしときますけども、よく言われますように、子ども達がどれだけ流暢な英語をしゃべったとしても、中身が整っていないといけないと。中身と言いますと、何かって言うと、日本文学とか日本の歴史とかに裏打ちされた表現がないと、いくら言葉が流暢であっても、海外行った場合には、対等な対話ができないということをよく聞いておりますので、そういった面からおきましての英語教育、すなわち我々の日本語教育なんだということの、相互作用と言いますか、そういうことをちょっと伺いたいと思います。

以上です。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 堂下議員の再質問にお答えをいたします。

まず、RE100イニシアティブの動きについてでありますけれども、先ほど荒川課長が述べましたように、欧米のほうでは、FIT制度や助成金制度を取り入れ、先んじて電力小売の自由化が行われ、電力会社を選択できる体制が整備されているため、再生可能エネルギーの普及が進んでいるものと理解をしておりますが、日本においてもですね、今後、再生可能エネルギーにおける技術革新や地球環境と連動した経済活動の動向など、エネルギーを取り巻く社会情勢が変わってきますので、そのことを注視しながら私どももしっかりと考えていきたいと思っております。

またですね、英語教育のことですけれども、私どもといたしましても、新学習指導要領のもと、プログラミング教育や外国語教育などの充実を図り、その趣旨を踏まえた教育を行うためにも、志賀町学校教育モデルの編成に向けた準備や学習環境の整備を確実に行っていき、また、日本文化などの取り入れもしっかりと考えながら教育長に今後進めていただくよう指示をするつもりであります。

以上であります。

南政夫議長 3番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

3番 稲岡です。今任期最後の一般質問、通告に従って2点いたします。

はじめに、放課後児童クラブについてお聞きいたします。

本町の志賀放課後児童クラブは、平成28年4月に開所し、これまで1年生から

6年生までの児童を預かり、日中の仕事等で保護者がいない児童の安全を守り、児童の成長支援・健全育成を行ってきました。

厚生労働省が所管する放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育は、核家族化や両親の共働き、ひとり親家庭の増加などが進む我が国において、小学生の保護者が安心して就労するため、あるいは、病気や介護等の理由で、日中、児童を養育できない方のために必要不可欠な制度であり、地域によっては、保育所や幼稚園と同様に申請が殺到して待機児童が生じております。

本町の志賀放課後児童クラブにおいても、同様の状況になっており、定員超過のために、本年4月1日からの新年度からは、1年生から4年生までを受け入れ、5、6年生の希望者に対しては、入会をお断りしていると聞きました。

児童数が減少していく中、小学校が2校に統廃合され、また、今後、保育所の統廃合も検討されている我が町で、都会のような待機児童が生まれているという現状に驚きましたが、なぜそのような事態になったのか担当課にお聞きしたところ、想定以上の申請があり、現在は運営上の許容人数の限界まで受け入れているが、児童にとっても窮屈な環境の中で、また、児童を見守る支援員も目の届きにくい中での運営を強いられているそうです。

児童の健全育成のためにも、より良い環境・受入態勢を整えるべきだと考えます。そこで、他の自治体で見られるような、各地区の公民館に放課後児童クラブとしての機能を持たせることはできないでしょうか。地区の公民館に児童が集えば、その地区の住民も足を運ぶようになり、交流拠点として公民館が今まで以上に活用されるかと思えます。

また、あるいは、施設規模が定員いっぱいであるなら、放課後の小学校の空き教室、あるいは、ランチルームなども利用できるのではないのでしょうか。その際には、小学校側とのさまざまな調整等が必要となってくるでしょうが、検討してみるべきだと思います。

全国的には、支援員が慢性的に不足しているようですが、本町での人員確保の現状はどうなっているのでしょうか。人材不足を背景に、国は放課後児童支援員の配置義務を緩和する方向で検討を進めていくと報じられました。

これまで複数人で保育していたところを1人でも可能になる、いわゆるワンオペ学童保育を今後認めていくそうですが、識者などからは疑問視する声が上がっ

ております。子どもを預ける保護者の不安を解消するためにも、人員の維持・確保が必須であると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

給与等の低さや不規則な勤務体系など、十分とは言えない支援員の今後の待遇改善に関しても併せて検討していただきたくお願い申し上げます。

次に、外国人労働者の受け入れについてお聞きします。

人口減少を背景に、さまざまな分野で需要が高まっている外国人材や、インバウンド等の外国人観光客、あるいは、海外との交流拡大等によって、本町においても外国人を見掛ける機会が増えてきました。改正出入国管理法が本年4月より施行され、更なる外国人労働者の増加が見込まれますが、それに伴い、在住外国人によるトラブル等も増加すると予想されます。

住民とのコミュニケーション問題や医療・保険等の問題、就学や教育支援の問題や災害時の対応など、自治体として相談を受けた時の窓口対応を今後どのようにすべきと考えますでしょうか。

言語や風習が違う人々が増加していく中、地方における多文化共生の取り組みが全国展開している現在、本町でも在住外国人に対して、本格的に何らかの施策を取り組んでいくべきだと考えますが、お考えをお聞かせください。

以上で、質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

平成最後となる稲岡議員の外国人労働者の受け入れについてのご質問にお答えをいたします。

本町の外国人登録者数は、2月末時点で、10か国161人であり、そのうち約6割の方が日本の技術を習得して自国に帰り、経済発展に寄与することを目的とする技能実習の在留資格で働いております。

本年4月に施行される改正出入国管理法では、外国人労働者の受け入れを拡大するための新たな在留資格として、特定技能が追加されることとなります。これにより、国内で十分な人材を確保できない介護をはじめ、建設業、宿泊業、農業、外食産業など、幅広い分野で外国人労働者を受け入れることが可能となります。在留期間は最長5年で、更に一定の要件を満たす場合は、期間制限なしで家族の受け入れも認めることから、今後、より多くの外国人が国内で就労するものと見

込まれます。

このことから、国においては、外国労働者の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取り組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するための総合的対応策を取りまとめております。

その中で、行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備、医療・保健・福祉サービスを提供する環境の整備、災害発生時の情報発信等の充実、外国人の児童・生徒の教育等の充実など、さまざまな取り組みに対し、総額211億円の財政支援を実施していくこととしております。また、外国人が生活全般について相談できる一元的な窓口を、全国約100か所に設置するほか、多言語音声翻訳システムの構築や利用促進などを推進していく施策も盛り込まれております。

本町では、現在のところ、外国人専用の相談窓口は設けておりませんが、外国人の相談対応については、言語の壁を解消し、意思疎通を図ることが重要であると考えており、多言語対応の翻訳アプリや通訳サービスなどの活用、パンフレットの作成などの対策を講じていかなければならないと考えております。また、地域住民とのトラブルを発生させないためにも、外国人を孤立させず、町民の一員として受け入れていくことが大切であると考えております。

このようなことから、町としては、今後も国の動向や情報を注視しながら、外国人に対し適切な対応ができるように、体制の整備を検討していきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、放課後児童クラブのご質問については、担当課長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

南政夫議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

稲岡議員の放課後児童クラブについてのご質問にお答えをいたします。

志賀放課後児童クラブは、平成28年4月に志賀小学校に隣接して開設し、初年度は105人の児童でスタートしましたが、年々増加し、今年度はピーク時で146人の利用がありました。新年度においては利用定員150人を大きく超える177人の申込があったことから、調整を図るため、4年生以上の保護者の皆様と個別に相談させていただいたところであります。

町では、施設規模や受入体制等を考慮しながら検討を重ねてきましたが、低学年から優先的に入会を許可することとし、4年生まで160人の受入を決定したものであり、現在、5年生13人と6年生1人が待機となっている状況であります。こうした状況は、近年、両親や祖父母の就業率が高いことで、昼間は家族が在宅していないことや、高学年になっても安全・安心の観点から、引き続き入会を希望する保護者が多いことがその要因と考えております。

議員から、公民館や放課後の空き教室、ランチルームを利用できないかというご提案がありましたが、現在、志賀小学校には、余裕教室や学校教育に支障を及ぼさない範囲で利用できる教室等はなく、放課後のランチルームは、学校の管理運営上支障があるとのことであり困難であります。

また、公民館の活用については、現行の制度では、放課後児童クラブは国の基準により、1教室40人以下ごとに、放課後児童支援員を2人以上配置し、そのうち1人は保育士や社会福祉士などで、かつ、都道府県の研修を受けた者と定められております。

ただ、全国知事会や全国町村会などから、こうした基準を満たす人材を確保できないため、待機児童の解消が妨げられているとの主張もあり、国においては、昨年11月、指導員の配置基準や資格要件の拘束力をなくす方針を示し、現在、議論されているところであります。

そうした基準の見直しに対して、保護者らの団体から保育の質の低下につながるなどの反発もあるとのことでありますので、今後、国の動向を注視していきます。そして、基準が緩和された場合、資格を持たない方でも放課後児童クラブを運営することが可能になりますので、その際は、公民館等を利用して、保護者や地域の方々が運営することも検討していただきたいと考えております。

次に、支援員の現状であります。本町は現行の基準を満たすため、平成28年度から順次、県が行う認定資格研修を受講させ、現在、志賀放課後児童クラブで6人、富来放課後児童クラブで3人が資格を有しております。

放課後児童クラブは、通常、放課後から午後7時までと勤務時間が遅く、短時間であることから、職員を募集しても応募はありませんでしたが、本年1月に町広報で新年度の募集をしたところ、教員免許や保育士の資格を持った数名の方から応募があったところであります。

処遇改善については、臨時職員である補助員が支援員の資格を取得した場合には、翌年度に臨時職員から嘱託職員へ移行し、期末手当や通勤手当を支給できるようにしております。

また、平成29年に地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われ、適正な任用・勤務条件を確保するため、2020年度から新たに会計年度任用職員の制度が施行されることになっております。本町で働く臨時・嘱託職員等の多くが任用移行することになりますが、放課後児童クラブの短時間勤務の補助員などにも、期末手当の支払が可能とされていることから、この機会に処遇改善につなげていきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 3番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

平成最後の再質問をしたいと思います。

今日、町のホームページで、志賀放課後児童クラブのところを見たんですが、いまだに、1年生から6年生まで受け入れると表示されておりましたので、この点、早めに改善、何らかの、今の受入体制を周知すべきかなと思います。

あと、町長に平成最後の再答弁をお願いしたいんですが、待機児童、今現在、14名ですか。5年生、6年生、これを何とか待機児童ゼロを目指して何らかの施策をお願いしたいと。

今、4年生の放課後児童クラブの会員が多いということですが、この子らが5年生になったら、やはり人数は今より増加する可能性も考えられますので、ぜひ待機児童ゼロを目指して、町長にご答弁お願いいたします。

以上です。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

稲岡議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、ホームページのことでありますけれども、早急にですね、手直しをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

また、待機児童についてはですね。この件につきましては、いろいろと課題がありまして、先ほど住民課長から説明がありましたように、大変窮屈な状

況での放課後児童クラブとなっておりますので、これに対してですね、児童受け入れということは、不可能に近いと思っております。

しかしながらですね、この児童の受け入れについてですね、家に家族、両親や見守る方がいても、児童を見守れないと言って受け入れをしている状況がありますので、その状況をですね、しっかりと調査をして、放課後児童クラブに受け入れをするべきでない方をしっかりと見極めてですね、その点をしっかりと調査したうえで、待機児童ゼロを目指して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

南政夫議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 報告第1号及び第2号、議案第1号ないし第35号並びに請願第1号ないし第3号（委員会付託）

南政夫議長 次に、町長提出 報告第1号及び第2号、議案第1号ないし第35号並びに請願第1号ないし第3号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

（ 休 会 ）

南政夫議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明6日から14日までの9日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、明6日から14日までの9日間は、休会することに決しました。

次回は、3月15日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午前11時52分 散会）